

名古屋高裁金沢支部の次回審理終結方針に強く抗議する

控訴審裁判官らの忌避申立に関する特別抗告の決定は未だなされていませんが、平成29年9月15日付けで、名古屋高裁金沢支部から、当事者双方に対して、次回11月20日に終結予定であるので準備するように求める事務連絡がありました。

私たち住民側としては、以前から主張しているとおおり、島崎証言で明らかになった、大飯原発の安全性に関する基準地震動の過小評価等の重要な問題点について、徹底した審理がなされるべきと考えていますので、次回結審には到底承服できない旨の上申書を、本日、提出しました。

裁判所が、原子力規制委員会による安全審査の結果を大飯原発の安全性を根拠づける証拠として重視することが予想される中で、安全審査の審査書の問題点について十分審理もせずに結審することが明らかな審理不尽であることも、指摘しています。

ひたすら行政の安全審査を追認するだけで福島原発事故を防げなかった司法の反省を踏まえるなら、今、裁判所がなすべきは、島崎証言が指摘した問題点の徹底審理であり、安全審査の問題点の徹底審理なのであって、徒に審理終結を急ぐことは裁判所の職務の放棄であり、住民側の裁判を受ける権利の侵害です。

裁判所に対しては、不当な次回審理終結方針に強く抗議するとともに、改めて、真実解明という裁判所の職務を全うするため、その撤回を強く求めたいと思います。

既に、安全審査には根本的欠陥があることは、様々な証拠によって示されており、さらに新たな問題点も指摘されています。安全審査が再稼働推進の結論ありきのものであることは、柏崎刈羽原発について田中委員長任期切れ間際に急遽合格となった経緯によっても、改めて示されたといえます。

私たちは、このような問題だらけの安全審査の欠陥に裁判所があえて目をつむり、

審理終結を急いで樋口判決を葬り去るようなことは、断じて容認できません。

控訴審の審理はきわめて重大な局面を迎えていますが、私たちは、今後も大飯原発の安全性の審理を尽くすよう裁判所に求め、樋口判決を守り抜くためにたたかい続けますので、さらなる御支援を賜りますよう、どうかよろしく願いいたします。

2017年9月26日

福井から裁判を止める裁判の会

代表 中 畠 哲 演

大飯原発福井訴訟弁護団

団長 島 田 広